

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）（抄）

（業務の範囲）

第一百十条 機構は、第九十二条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 新産業創出等研究開発及びその環境の整備を行うこと。
  - 二 新産業創出等研究開発の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
  - 三 新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
  - 四 機構の施設及び設備を第八十八条の二に規定する事業活動を行う者その他の新産業創出等研究開発に資する活動を行う者の利用に供すること。
  - 五 新産業創出等研究開発に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
  - 六 海外から新産業創出等研究開発に関する研究者を招へいすること。
  - 七 協議会の設置及び運営並びに当該協議会の構成員との連絡調整を行うこと。
  - 八 新産業創出等研究開発に係る内外の情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
  - 九 前号に掲げるもののほか、原子力発電所の事故に係る放射線に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動及び啓発活動を行うこと。
  - 十 新産業創出等研究開発の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
  - 十一 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う新産業創出等研究開発に関する研修その他の機構以外の者との連携による新産業創出等研究開発に関する教育活動を行うこと。
  - 十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項第十号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（中期目標）

第一百十二条 主務大臣は、七年間において機構が達成すべき研究開発等業務（第一百十条第一項各号に掲げる業務のうち、第一百十七条第一項に規定する助成等業務を除いたものをいう。以下同じ。）についての運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
- 一 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する事項
  - 二 研究開発等業務の運営の効率化に関する事項
  - 三 財務内容の改善に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、研究開発等業務の運営に関する重要事項
- 3 中期目標は、新産業創出等研究開発基本計画に即するものでなければならない。
- 4 主務大臣は、中期目標を定め、又は変更するときは、あらかじめ、復興推進委員会及

び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

- 5 主務大臣は、前項の規定により中期目標に係る意見を聴くときは、あらかじめ、原子力災害からの福島復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。

(助成等業務実施計画)

第百十七条 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、助成等業務（第百十  
条第一項第三号、第七号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をい  
う。）に係る実施計画（以下この条において「助成等業務実施計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

2～6 略